

# 前橋市プレミアム付商品券を利用できる お店(利用登録店舗)を募集します

平素は本市の商業行政にご理解、ご協力いただき厚くお礼申し上げます。本市では、原油価格・物価高騰等に対し、市民の生活を支援し、地域における消費を喚起・下支えするため、プレミアム付商品券を発行します。つきましては、利用できるお店(利用登録店舗)となっていたいただける**市内店舗・事業所を募集**します。

## ■商品券の概要

- プレミアム率:30%
- 販売価格 :10,000円(使用可能額:13,000円)
- 券の仕様 :1,000円券×13枚(うち一般店専用券6枚、大型店・一般店併用券7枚)  
※大型店(店舗面積1,000㎡超)では併用券のみ使用可能なため、発行総額の約半分は中小店舗で使用されます。
- 発行冊数 :175,000冊(発行規模:約23億円)
- 購入申込期間:令和4年10月1日～11月11日  
※商品券購入には、申込が必要です。申込チラシは広報まえばし10月号に折込みました。
- 販売期間 :令和4年11月中旬～令和5年1月31日
- 使用期間 :令和4年11月中旬～令和5年2月28日

## ■申請方法

右面の「利用登録申請書」を前橋市プレミアム付商品券室へ郵送かFAXにより提出してください。  
**登録料および換金手数料は無料**です。

## ■商品券の換金

使用済商品券は、事前に登録した取次金融機関に持ち込み、換金請求を行います。  
原則、毎週金曜日締め翌々週曜日入金(最短で6営業日後)です。  
換金請求期間 :令和4年11月21日(月)～令和5年3月17日(金) **厳守**

## ■申請締切(商品券購入者に配布する店舗紹介チラシへの掲載は10月21日が締切です)

第1次 締切	令和4年 10月21日(金)必着	■利用登録店舗を紹介する前橋市ホームページに掲載します ■商品券購入者に配布する店舗紹介チラシに掲載します
最終 締切	令和5年 2月28日(火)	■利用登録店舗を紹介する前橋市ホームページに掲載します (店舗紹介チラシには掲載されません)

前橋市 にぎわい商業課プレミアム付商品券室  
〒371-0023 前橋市本町一丁目5-2 前橋市職員研修会館2階  
TEL:027-221-8700 FAX:027-221-8701

FAX宛先:027-221-8701

※送付文は不要です。このままお送りください。

受付番号(市役所使用欄)

(宛先)前橋市長 あて

## 前橋市プレミアム付商品券 利用登録申請書

前橋市プレミアム付商品券利用店舗への登録を申請します。また、申請者が暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係であることが判明した場合は、利用登録が取消されること、前橋警察署又は前橋東警察署に照会されることに同意します。

申請日:令和 年 月 日

店舗情報	郵便番号	〒 -
	店舗所在地	前橋市 町 丁目 番(地) 号
	店舗名 (20文字以内)	
	店舗区分 (□にチェック)	<input type="checkbox"/> 一般店(店舗面積1,000㎡以下) <input type="checkbox"/> 大型店(店舗面積1,000㎡超) ※大型店内のテナントも大型店の扱いとなります。
	業種・業態 (該当□にチェック)	<input type="checkbox"/> スーパーマーケット <input type="checkbox"/> ホームセンター <input type="checkbox"/> ドラッグストア・薬局 <input type="checkbox"/> 食料品 <input type="checkbox"/> 衣料品 <input type="checkbox"/> 飲食 <input type="checkbox"/> 家電 <input type="checkbox"/> 旅行・レジャー関連 <input type="checkbox"/> 自動車関連 <input type="checkbox"/> ガソリンスタンド <input type="checkbox"/> コンビニエンスストア <input type="checkbox"/> 理美容 <input type="checkbox"/> その他( )
主な取扱商品・サービス (20文字以内)		

※上記の店舗情報は、市HP・店舗紹介チラシ(商品券購入時に配布)に記載(公開)します。

担当者情報(郵送先)	郵便番号	〒 -
	住所	
	電話番号	( )
	担当者所属・氏名	

※店舗情報と同じ項目は、「同上」としていただいて結構です。担当者情報は外部に公開しません。

取次金融機関	金融機関名	銀行 信組 信金 農協	本・支店名	本店 本所 支店 支所 出張所
	預金種別 (□にチェック)	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号 (左詰め)	
	フリガナ			
	口座名義			

※請求の際には、上記の取次金融機関(記載した店舗)に商品券を持ち込んでいただく必要があります。  
貴店が口座を有する店舗のうち、持ち込みしやすい金融機関店舗について記載してください  
前橋市外の金融機関店舗は指定できません。

切り取り線

■利用登録店舗の要件（登録できるのは、市内店舗・事業所に限ります）

(1)登録可能な店舗および事業所

前橋市内に店舗または事業所を有し、前橋市の指定する取次金融機関の市内店舗に口座を有する者で、以下に該当しない者。キッチンカーについては前橋市保健所に営業許可を受けた車両。

- ①風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗特殊営業を行なっている者
- ②特定の宗教・政治団体と関わる場合や公序良俗に反する事業・営業を行なっている者
- ③商品券の利用対象にならない物品(チケット・金券等)・サービスを主として取扱う者
- ④役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する者

(2)順守事項

①商品券の利用対象にならない以下の物品・サービスに商品券を使用させないでください。

- 不動産や金融商品、現金との換金、金融機関への預け入れ  
※商品券を利用しての他者への払い込み(コンビニでの請求書払いなど)もできません。
- 金券やプリペイドカードなど換金性の高いものおよびたばこ  
※新幹線の回数券、切手、ビール券などの購入にも使用できません。  
電子マネーの購入や入金もできません。
- 商品の仕入れなど取扱店自らの事業上の取引にかかわるもの
- 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

②使用期限(令和5年2月28日)を過ぎた商品券は受け取らないでください。

③商品券額面に利用が満たない場合でも、釣銭は出さないでください。

- 釣銭を出せない場合 商品券のみの支払額 > 商品代金の場合  
→900円の商品を購入し、1,000円の商品券で支払った場合
- 釣銭を出せる場合 商品券のみの支払額 < 商品代金の場合  
→1,900円の商品を購入し、1,000円の商品券と現金1,000円で支払った場合(100円の釣銭)

- ④商品券を現金と交換しないでください。
- ⑤商品券を第三者に転売・譲渡しないでください。
- ⑥大型店は、一般店専用券を受け取らないでください。
- ⑦商品券を受け取る前にチェックシート(利用登録店舗に対して11月上旬以降に配布します)と対比し、偽造防止ホログラム、色合いなどを確認し、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、前橋市プレミアム付商品券室(027-221-8700)まで報告してください。
- ⑧商品券を受け取った際は、他店での再使用を防止するため裏面に利用登録店名を記入またはスタンプを押すこととし、既に他店の記入等がある場合は、受け取りを拒否してください。
- ⑨受け取った商品券を、利用登録店舗自らの事業上の取引(商品の仕入れ等)に使用しないでください。また、交換および売買は行なわないでください。
- ⑩換金請求期限(令和5年3月17日)を厳守してください。
- ⑪受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失に対し、前橋市はその責を負いません。

■今後の流れ

期日	対象	内容
10月21日(金)必着	店舗	■利用登録店舗を紹介するホームページに掲載します ■商品券購入者に配布する店舗紹介チラシに掲載します ※21日以降も利用登録申請は受け付けますが、商品券購入者に配布するチラシに掲載されません。
申請受付から2~3週間 ※初回は11月上旬	前橋市	利用登録店舗に「①のぼり、②商品券確認方法チェックシート、③換金請求マニュアル等」を送付
11月中旬	前橋市	商品券の購入申込者にあて購入引換券を発送
11月中旬から	前橋市	商品券を販売(購入引換券を郵便局に持参し購入)
11月中旬から2月28日	市民	利用店舗にて商品券を使用
11月21日から3月17日	店舗	金融機関にあて利用された商品券の換金を請求
12月上旬から3月下旬	前橋市	請求額を口座振込にて支払い (原則、毎週金曜日締め翌々週月曜日入金)

■取次金融機関(令和4年9月30日時点 見込み)

金融機関名	店舗名	金融機関名	店舗名
群馬銀行 (15店舗)	本店営業部	みずほ銀行	前橋支店
	前橋市役所出張所	三井住友銀行	前橋支店
	豎町支店	栃木銀行	前橋支店
	下小出出張所	高崎信用金庫	前橋支店
	県庁支店	(3店舗)	前橋南支店
	前橋東支店		新前橋支店
	大胡支店	桐生信用金庫	前橋支店
	駒形支店	(2店舗)	前橋東支店
	大利根出張所	アイオー信用金庫	前橋支店
	前橋支店	利根郡信用金庫	前橋支店
	前橋北支店	(2店舗)	前橋西支店
	広瀬支店	北群馬信用金庫	前橋支店
	光が丘支店	あかぎ信用組合	本店
	前橋駅南支店	(4店舗)	北代田支店
	片貝支店		片貝支店
しのめ信用金庫 (18店舗)	前橋営業部		大利根支店
	岩神町支店	ぐんまみらい信用組合	前橋支店
	石倉支店	(3店舗)	前橋北支店
	天大支店		総社支店
	芳賀支店	前橋市農業協同組合	本所
	前橋南支店	(14店舗)	木瀬支所
	片貝支店		小屋原出張所
	新前橋支店		荒砥支所
	駒形支店		前橋支所
	宮城支店		南部支所
	大胡営業部		南橋支所
	若宮支店		桂萱支所
	山王支店		西部支所
	城南支店		北部支所
	小出支店		大胡支所
亀泉支店		宮城支所	
富士見支店		粕川支所	
前橋西支店		JAビル支所	
東和銀行 (7店舗)	本店営業部		
	前橋北支店		
	前橋西支店		
	前橋東支店		
	前橋南支店		
	新前橋支店		
	大胡支店		